

教科用特定図書の普及び促進 に係る要望(説明書)

NPO
法人 **全国LD親の会**

平成21年7月2日

文科大臣宛要望事項の概要

1. バリアフリー化された教科用特定図書の普及のための予算措置(特に義務教育段階は、無償給与のための)を行うこと。
2. LD等の児童生徒のための教科用特定図書に関する調査研究を拡充して実施すること。
3. 国立国会図書館で計画されているデジタルアーカイブ事業と連携し、同図書館に納本済みとなっている検定教科書のデジタル(デイジー)化に取り組むこと。

発達障害の児童・生徒にデジタル(ダイジー)教科書を!

(平成11年来の著作権法改正運動を経て)

- 平成20年9月施行「教科書バリアフリー法」及び「著作権法33条の2」改正。



- 発達障害等の児童・生徒のために、著作権者の許諾なくデジタル(ダイジー)教科書の製作が可能に。



- しかし製作に多大な労力と資金が必要なことから、全てのニーズには到底応えられていないのが現状。

- 平成21年5月29日成立の補正予算で、国立国会図書館デジタルアーカイブ事業に対し、前年比100倍の126億円の予算付け。



- 残念ながら国会図書館に納本済み検定教科書の、デジタル(ダイジー)化計画なし。



- 平成21年度分までは国会図書館補正予算を活用し、平成22年度以後は文科省の責任でデジタル(ダイジー)化するという連携が必要。

美しい日本における特別支援教育

自民党政調文科部会特別支援教育小委 平成19年5月

政策提言のポイント

著作物のデイジー(文字や音、画像デジタル録音したもの)化は、学習障害のある者にとって大いに有用なツールであるとの指摘等も踏まえ、著作権法上の制約について、改正も視野に入れた検討を行う。



著作権法については、33条の2及び37条等の改正が実現。今後はデイジー化された著作物(とりわけ教科書)の安定的提供が最重点課題。

平成21年6月25日

文部科学大臣
塩谷 立 殿

要 望 書

特定非営利活動法人全国LD親の会
理事長 内藤 孝子

平成20年9月17日、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」が施行され、あわせて「著作権法第33条の2」も改正され、LD等の発達障害のある児童生徒が学習できるように、適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及のために必要な措置が講ぜられることとなりました。

しかしながら特別支援教育の現場において、LD等の発達障害のある児童生徒に対しての情報保障はいまだ不十分であり、適切な配慮がなされた検定教科用図書等の提供もほとんどなされていないのが現状です。

また、第171国会において、去る6月12日障害者の情報格差是正等を目的として「改正著作権法」が成立し、平成22年1月1日より施行されることとなりました。今回の改正は日本政府として批准を目指している、「国連障害者の権利条約」の趣旨をふまえたものとも言われております。つきましては、LD等の発達障害のある児童生徒の情報保障や学習権保障の観点から、下記のとおり要望します。

記

1. LD等の発達障害者の中には、「視覚や聴覚による表現の認識に障害がある」場合があることから、今回の改正著作権法で規定されている、「視覚障害者等」「聴覚障害者等」の範囲について、政省令による規定および運用に際しては、発達障害を含め、対象を極力広く捉えるよう配慮すること。
2. 「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」に則り、LD等の発達障害のある児童生徒のための、バリアフリー化された教科用特定図書の普及のための予算措置を行うこと。(特に義務教育段階においては、無償給与のための予算措置)
3. LD等の発達障害のある児童生徒のための教科用特定図書に関する調査研究を引き続き拡充して実施すること。
4. 国立国会図書館で計画されているデジタルアーカイブ事業と連携し、同図書館に納本済みとなっている検定教科書のデジタル化(ダイジー化)に取り組むこと。

以上

平成21年7月 日

文部科学大臣
塩谷 立 殿

要 望 書

日本発達障害ネットワーク
代表 田中 康雄

平成20年9月17日、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」が施行され、あわせて「著作権法第33条の2」も改正され、LD等の発達障害のある児童生徒が学習できるように、適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及のために必要な措置が講ぜられることとなりました。

しかしながら特別支援教育の現場において、LD（学習障害）やディスレクシア（読字障害）等の発達障害のある児童生徒に対しての情報保障はまだまだ不十分であり、適切な配慮がなされた検定教科用図書等の提供もほとんどなされていないのが現状です。

また、第171国会において、去る6月12日障害者の情報格差是正等を目的として「改正著作権法」が成立し、平成22年1月1日より施行されることとなりました。今回の改正は日本政府として批准を目指している、「国連障害者の権利条約」の趣旨をふまえたものとも言われております。つきましては、LD等の発達障害のある児童生徒の情報保障や学習権保障の観点から、下記のとおり要望します。

記

1. 発達障害のある児童生徒の中には、「視覚や聴覚による表現の認識に障害がある」場合があることから、今回の改正著作権法で規定されている、「視覚障害者等」「聴覚障害者等」の範囲について、政省令による規定および運用に際しては、発達障害を含め、対象を極力広く捉えるよう配慮すること。
2. 「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」に則り、発達障害のある児童生徒のための、バリアフリー化された教科用特定図書の普及のための予算措置を行うこと。（特に義務教育段階においては、無償給与のための予算措置）
3. 発達障害のある児童生徒のための教科用特定図書に関する調査研究を引き続き拡充して実施すること。
4. 検定教科書のデジタル化（デジター化）については、製作には多大な労力と資金が必要なことから、需要に追い付いていない状況にある。国立国会図書館で計画されているデジタルアーカイブ事業と連携し、同図書館に納本済みとなっている検定教科書のデジタル化に取り組むこと。

以上

2009日図協第128号

2009年6月10日

国立国会図書館
館長 長尾 真 様

社団法人日本図書館協会
理事長 塩 見 昇

国立国会図書館「電子図書館」のデジタルコンテンツにおける読書障害者のアクセシビリティの確保と「点字図書・録音図書全国総合目録」の機能の拡充について (要望)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、当協会の事業にご支援、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

またかねてから、貴館は障害者サービス拡充についてご尽力しておられ、重ねて敬意を表する次第です。

改めて申し上げるまでもなく国立国会図書館は、障害のある人にもない人にも等しく知識と情報へのアクセスを保障する役割を担っており、電子図書館等により展開されるサービスにおいてもこの原則は変わることはありません。このたびの改正著作権法第37条により貴館におかれましても、すべての蔵書をすべての障害者の求めに応じて無許諾で必要な形式に変換して提供することが初めて可能となりました。

また、改正著作権法第31条に関しましても、国の唯一の納本図書館としての貴館には、より大きな期待がされております。貴館の電子図書館サービスの充実が、障害者を含むあらゆる人々が、地域、年代、言語、社会的条件等を超えて、学び、研究し、問題を解決し、人生を充実させるものとなるなど、新しい知の共有基盤の創造を先導することになります。

要望の前に、若干課題を挙げさせていただきます。

< 貴館の電子図書館への取り組み >

近年、情報通信技術の発達によって従来の紙媒体の書籍に加えて、ウェブサイトや電子書籍によるデジタルコンテンツが普及し、それに伴い、情報入手や読書スタイルも多様化しています。貴館におかれましても「国立国会図書館 電子図書館中期計画 2004」に基づき、電子図書館のコンテンツの充実と提供方法等について積極的に研究、推進しておられます。

こうした状況の中、視覚障害者をはじめとする通常の活字による情報入手の困難な人(以下、読書障害者)の情報環境にも影響が生じています。

< 読書障害者への配慮 >

読書障害者にとっても大きな可能性をもたらすことが期待されるデジタルデータですが、

その形式によってはこうした障害者を排除する結果となります。貴館の「電子図書館」でも採用されている画像形式は読書障害者にはアクセス困難なものでありますが、残念ながら、デジタルコンテンツの提供における形式の主流となりつつあります。これにより、今後増大するデジタルコンテンツとその内容に多くの障害者がアクセスできないという、重大な情報障害、人権問題が生まれ、さらに拡大することが懸念されています。

< 国のデジタル・アーカイブの役割 >

また、全国の公共図書館と点字図書館で製作されている DAISY 資料や点字資料(点訳データ)につきまして、読書障害者への効率的なデジタルコンテンツの活用とデジタル遺産の保存の立場から集中的な保存と提供のシステム構築が求められています。

これは上記「電子図書館中期計画 2004」の趣旨に鑑み、「国のデジタル・アーカイブの重要な拠点」としての貴館の役割の一つであると考えます。そして、貴館ではすでに「点字図書・録音図書全国総合目録」というデータベースが機能していますが、デジタル時代のニーズに合わせて、DAISY 資料等のネット配信等、新しいシステムへの拡充・移行を実現していただきたいと考えております。

< マルチメディア DAISY 教科書の供給 >

さらに、デジタルデータは発達障害や学習障害のある人のための教科書作成にも大きな可能性を有しています。すでに欧米ではマルチメディア DAISY 教科書の安定した供給を図るために国レベルの取り組みが行われている事例があります。日本でもこうした障害のある人に対してデジタルデータを活用した教科書の供給体制の確立が強く求められています。

この分野においても貴館の責任は大きく、マルチメディア DAISY 教科書の保存と提供について、中心的な役割を果たしていただくことを期待します。

以上のとおり、日本における電子図書館のナショナルシステム構築にあたり、リーダーシップを持って、各種事業に取り組んでおられる貴館に対して、その技術開発と推進の過程で読書障害者への情報アクセシビリティに十分配慮していただき、この分野においても他機関に範を示していただくことを強く望みます。

ウェブアクセシビリティについては、既に平成 16 年 6 月に「ウェブアクセシビリティ」IS(*注)」が制定されており、またおりしも日本においても「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、法律や諸制度の見直しが行われています。

デジタルコンテンツの利用に関して「合理的な配慮」に基づき、読書障害者の情報環境の改善にご尽力いただくことを求めて、またこのたびの著作権法改正の機会を活かして、すべての障害者に対するより充実したサービスが展開されることを期待して以下のとおり要望するものです。

また併せて、この要望につきまして話し合いの場を設けていただくことをお願い申し上げます。

敬具

記

1 .貴館ウェブサイトが W3C の Web コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン 2.0(注

- 1)を満たし、電子図書館のデジタルコンテンツを含めたすべての情報に音声、点字、拡大文字等の利用者がアクセスできるよう、適切な配慮を講じてください。
- 2．国内の公共図書館、および点字図書館が製作した DAISY 資料（今後、製作が見込まれるマルチメディア DAISY 資料を含む）と点字資料(点訳データ)を「デジタル遺産の保存の一環として収集・保存するとともに、「点字図書・録音図書全国総合目録」等を通じて提供するサービスを実施してください。
- 3．教科書のデジタル化、および読める教科書を持たない発達障害児等に対する電子図書館機能を生かした DAISY 形式教科書の提供については国としての施策を緊急に実施すること(注2)を求めるとともに、貴館においても納本済み教科書等のデジタル化、全国で製作されているマルチメディア DAISY 教科書を積極的に収集し、提供してください。
- 4．「点字図書・録音図書全国総合目録」の検索機能の充実と利便性を高めるために、全国視覚障害者情報提供施設協会が開発を予定している「視覚障害者情報総合ネットワーク」（現「ないーぶネット」「びぶりおネット」）との横断検索を実現してください。また、それに伴い、「視覚障害者情報総合ネットワーク」で提供される書誌情報について、「点字図書・録音図書全国総合目録」と整合性を図ることができるよう調整してください。

以上

*注1：平成16年6月20日 JIS X 8341-3:2004「高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第3部：ウェブコンテンツ」（「ウェブアクセシビリティ JIS」と略）」

<http://barrierfree.nict.go.jp/accessibility/jis/>

*注2：平成20年9月施行の著作権法改正によって国立国会図書館においても障害のある児童生徒の求めに応じて、無許諾で教科書等をデイジー形式の電子図書化して提供することは可能になっている。現在、多数の自分で読める教科書を持たない発達障害児等がボランティアの提供する教科書等を待っており、供給が全く追いつかない。また、刑務所や少年院等の矯正施設においては普通の印刷物を読むことができない多数の知的障害者等があり、更生のための教育にデイジー形式の教科書等を必要としている。国立国会図書館電子図書館がこれらの障害のある人々に生きた情報サービスを展開することが期待される。

参 考

DAISY (デージー) について

DAISY とは、Digital Accessible Information System の略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されています。

ここ数年、視覚障害や発達障害その他の理由で、通常の印刷物を読むことが困難な人々のために、カセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格として、15ヶ国の正規会員団体で構成するデージーコンソーシアム(本部スイス)により開発と維持が行なわれている情報システムのことです。

マルチメディアに対応した DAISY 図書は、音声にテキストおよび画像をシンクロ(同期)させることができますので、ユーザーは音声を聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面上で絵をみることもできます。

詳しくはこちら <http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/>

詳しくは「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及促進等に関する法律等の施行について(通知)」をご覧ください。

文部科学省初等中等教育局教科書課

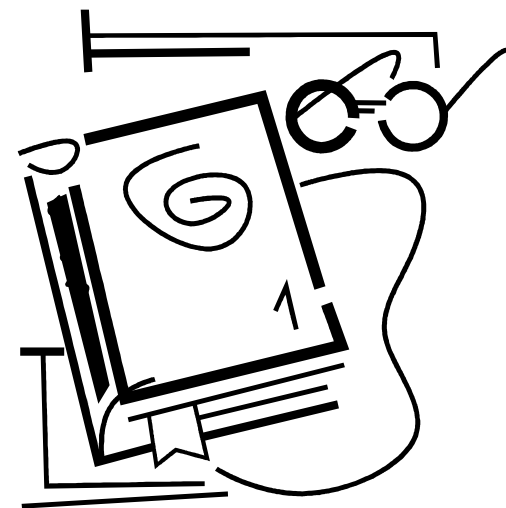
電話：03-5253-4111(代表)(内線 2576)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kakudai/houritsu/08100610.htm

障害の有無にかかわらず、全ての子ども

ひとりひとりに適した教科書を！！

教科書のバリアフリー化を
目指して！



発行元 NPO法人 全国LD親の会

住所 : 〒 151-0053 東京都渋谷区代々木 2-26-5 パロール代々木 415

TEL/FAX : 03-6276-8985 E-MAIL : jimukyoku@jpalid.net

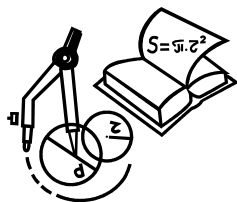
URL : <http://www.jpalid.net/>

2009.1

NPO 法人 全国LD親の会

教科書のバリアフリー化が前進しました！

LD等の発達障害のある児童・生徒のために、使いやすい教科書を！！



LD（学習障害）等の発達障害や弱視等の視覚障害、その他の障害のある児童・生徒のための「拡大教科書」や、デジタル化されたマルチメディア対応の「DAISY教科書」等が、出版社等へ通知することで誰でも作製できるようになりました。（ただし営利目的の場合は、補償金の支払いが必要）

特別支援教育の本格実施とともに、学校現場や保護者の間では「拡大教科書」や、マルチメディア対応の「DAISY教科書」等をつかった教育支援によって、大きな効果が得られることが認められてきましたが、法律や制度上の制約から、その使用は一部にとどまっております、残念ながら広く普及するまでには至っていません。

しかし、2008年9月17日施行の「教科用特定図書普及促進法」と「著作権法第33条の2」改正により、これまでの制約が大幅に緩和されました。

全国LD親の会では、LD等の発達障害のある児童・生徒のために、このようなバリアフリー化された教科書を使った教育支援の輪が広がっていくことを願い、普及活動に取り組んでいます。

皆様のご理解とご支援をお願いします。

「教科用特定図書普及促進法」（教科書バリアフリー法）

第7条 国は、発達障害その他の障害のある児童及び生徒であって検定教科用図書等において一般的に使用される文字、図形等を認識することが困難なものが使用する教科用特定図書等の整備及び充実を図るため、必要な調査研究等を推進するものとする。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律

「著作権法第33条の2」

教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（略）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として（略）頒布する場合にあっては、（略）補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。（以下略）



■ 会員募集

正会員団体、準会員団体の募集

LDなどの発達障害関係の親の会で、全国LD親の会に加盟し一緒に活動することを希望する団体を募集しています。詳細は、事務局にお問い合わせ下さい。

個人準会員、賛助会員の募集

全国LD親の会の正会員団体がない県にお住まいの、LDなどの発達障害のある子どもの保護者で、全国LD親の会の目的に賛同し、将来地元でLDなど発達障害の親の会の設立や参加を希望する方を「個人準会員」として募集しています。同県の中で複数の方の登録があれば、連絡を取り合えるような仕組みを作り、その地域でLDなどの発達障害の親の会の設立を目指します。

また、全国LD親の会の活動を支えて下さる賛助会員(個人・団体)も募集しています。詳細は、事務局にお問い合わせ下さい。

親の会の設立支援

全国LD親の会は、親の会の設立や運営を支援します。LDなどの発達障害関係の親の会の設立を考えておられる方は、事務局にお問い合わせ下さい。

NPO 全国LD親の会 法人

各地の親の会

特定非営利活動法人 全国LD親の会 事務局

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-26-5 パール代々木 415

電話/FAX : 03-6276-8985

ウェブサイト : <http://www.jpald.net/>

E-MAIL : jimukyoku@jpald.net

■ 全国LD親の会とは

全国LD親の会は、LD(学習障害)など発達障害のある子どもを持つ保護者の会の全国組織です。1990年2月に活動をはじめ、2008年10月にNPO法人全国LD親の会として、新たなスタートを切りました。現在、36都道府県の46団体、約3,000名が参加しています。(2009.4現在)

活動目的

LDなどの発達障害ある人の人権が守られ、生き生きと暮らすことのできる社会の実現を求めて活動しています。

主な活動

LDなどの発達障害に関する教育・福祉・医療・労働などの問題について、関係機関・関係団体と交流・連携しながら、研究・調査、社会的理解の向上、諸制度の創設・改善を働きかけるなどの活動に取り組んでいます。

機関誌「かけはし」の発行やブロック活動などにより各地の「親の会」との情報交換をしています。また、日本発達障害ネットワーク、日本障害者協議会などへの加盟、文部科学省の特別支援教育ネットワーク推進委員会への参加などを通じ、外部団体との交流・連携を図っています。

各地のLD親の会では

キャンプ、クリスマス会、算数教室などの遊びや勉強会を企画し、子どもたちの友達作りや社会性のトレーニング等の活動をしています。そして、親の活動としては有識者の講演会、子育て報告会、学校・職場見学会などの勉強会等を行っています。

また、県・市町村の教育委員会などへの働きかけや、福祉関係団体・企業などに対して、LDなどの発達障害への理解を高める啓発活動などを行っています

各地の親の会に参加するには？

LDなどの発達障害のある子どもの保護者を正会員としています。LDなどの発達障害のある子ども達が、生き生きとした学校生活を過ごし、自立した社会生活を送れるような社会の実現を目指し、積極的に活動いただける方であれば、どなたでも参加できます。

詳細は、各地のLD親の会に直接お問い合わせ下さい。

(各地の親の会の連絡先は、全国LD親の会のHPに掲載しています)

■ 全国LD親の会のあゆみ

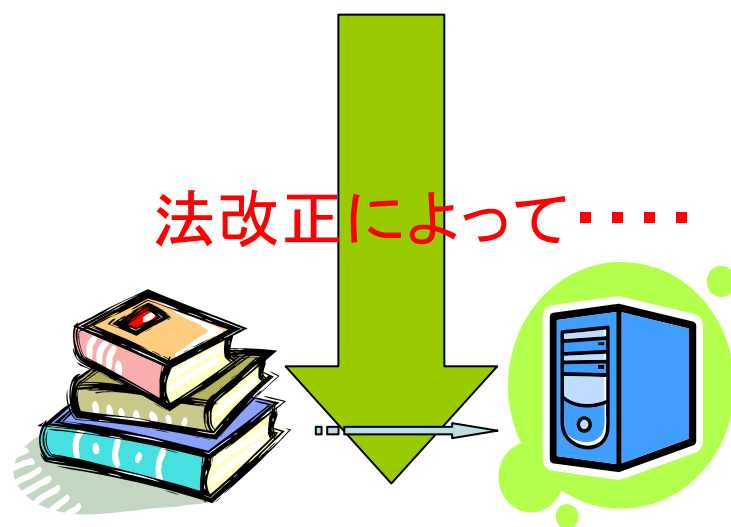
年月	事項
1990.2	設立総会 (全国学習障害児・者親の会連絡会)
1994.10	日本LD学会第3回大会、自主シンポジウム開催 (以後毎年開催)
1996.12	会の名称を「全国LD(学習障害)親の会」に変更
2002.6	第1回全国LD親の会公開フォーラムを開催(以後毎年開催)
2003.4	文部科学省「特別支援教育ネットワーク推進委員会」に参加(以後毎年参加)
2005.3	中教審・特別支援教育・特別委員会に委員を輩出
2005.12	日本発達障害ネットワーク、発起団体として設立に参加
2006.4	参議院文部科学委員会で、参考人として意見表明
2006.6	会の名称を「全国LD親の会」に変更
2006.6	「LD・ADHD・高機能自閉症とは？(増補版)」発行
2006.6	文部科学省 平成18年度「障害のある子どもへの対応におけるNPO等を活用した実践研究事業「LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害向けの教材・教具の実証研究」を受託
2007.11	第38回博報賞授賞、文部科学大臣奨励賞受賞
2008.3	「LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害向けの教材・教具の実証研究」報告会実施
2008.4	LD、ADHD、高機能自閉症等のある子ども達に対するサポートツール検索サイト「発達障害児のためのサポートツール・データベース(教材・教具DB)」の開設
2008.6	特定非営利活動法人全国LD親の会設立総会
2008.10	特定非営利活動法人全国LD親の会設立登記
2008.12	事務所移転(港区浜松町 渋谷区代々木)

1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

(3) 国立国会図書館における所蔵資料の電子化

出版物を網羅的に収集し保存するという国立国会図書館の役割を踏まえ、所蔵資料が傷む前に電子化し、原資料を文化的遺産として保存できるようにすることが重要。

現行法では、現に損傷・劣化した資料の保存のための電子化のみ可能。



法改正の内容

国立国会図書館においては、所蔵資料を納本後直ちに電子化できることとする。

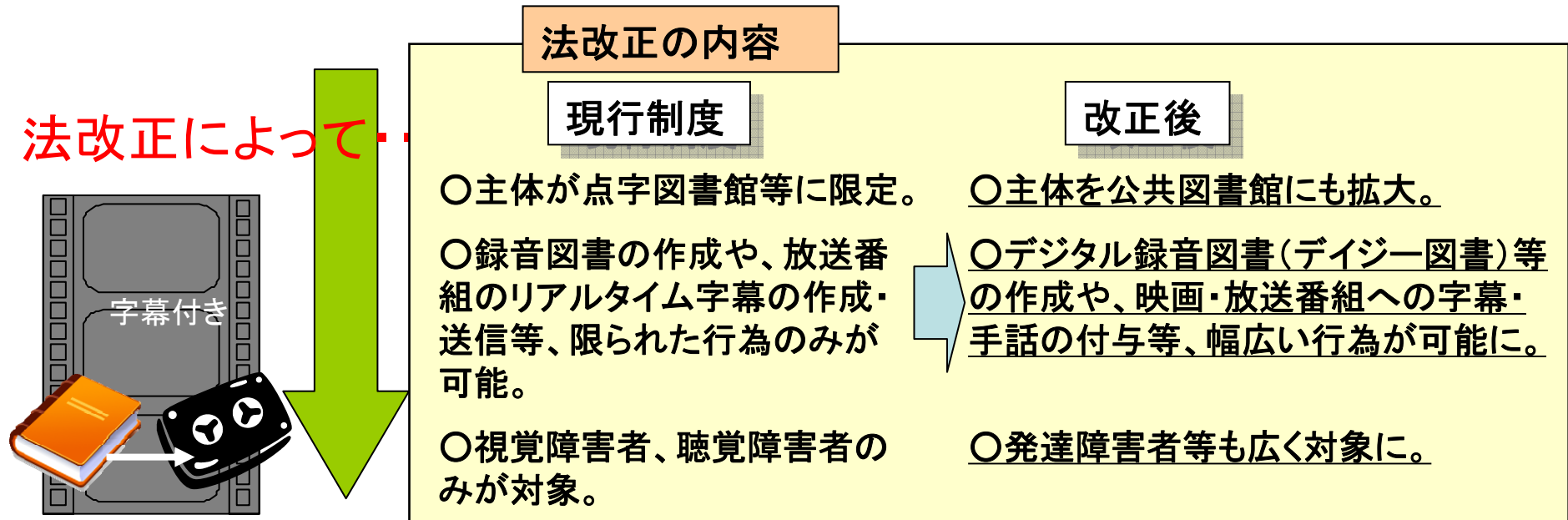
(閲覧やコピーサービスの運用は出版業界の意見も踏まえ、適切にルール化)

出版物が納本直後の良好な状態で文化的遺産として保存され、
将来の世代に引き継ぐことが可能。

3. 障害者の情報利用の機会の確保

- インターネットの発達等により、健常者は多様な情報に簡単にアクセスできるようになる一方、障害者はそのような情報にアクセスすることが難しく、情報格差が拡大。
- 「障害者の権利に関する条約」においても、「知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適切な措置をとる」と規定。

現行法では、点字図書館による録音図書の作成や、関係福祉施設による放送番組のリアルタイム字幕の作成・送信など、主体や範囲が限定されている。



障害者も健常者と同様に多様な情報へのアクセスが可能。